

市営住宅収入月額計算表

【所得金額】 ※収入額ではなく、所得金額を記入します。

申 込 者 の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
年間所得合計金額	円

同居される方に所得があれば記入します。
パート収入や年金も含みます。

所得の調べ方

申込み時に提出していただく書類は、市町村が発行する所得証明書または課税証明書（非課税の方は非課税証明書）となりますが、次の書類があれば所得を確認することができますので、参考としてください。

・令和6年度 市・県民税 特別徴収額の通知書（納税義務者用）

※裏面参照

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{【年間所得合計金額】} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{【控除合計金額】} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{【あなたの世帯の収入月額】} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

	計算後の収入月額	家賃ランク
一般階層	0～104,000円	A
	104,001～123,000円	B
	123,001～139,000円	C
	139,001～158,000円	D
裁量階層	158,001～186,000円	E
	186,001～214,000円	F

一般世帯の基準です。

E・Fは裁量階層に該当した世帯の基準です。

※裁量階層については2ページをご覧ください。

【所得から控除する金額】

※年齢は令和5年12月31日時点の満年齢です。

	控除名	控除の内容		控除額
①	親族控除	①申込者本人以外の方で、市営住宅と一緒に入居する方（婚約者も含む） ②市営住宅へは一緒に入居しないが、 <u>税法上</u> 扶養親族になっている方 (仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族にはなりません)	1人につき	380,000 円 × () 人
②	老人配偶者控除 老人扶養控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち満70歳以上の方	親族控除のほか 1人につき	100,000 円 × () 人
③	特定扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方 (配偶者を除く)	親族控除のほか 1人につき	250,000 円 × () 人
④	寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻していない方で、扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない方のうち、合計所得金額が500万円以下の方	入居予定者のうち あてはまる方 1人につき	270,000 円 × () 人 (所得が27万円以下であれば、その金額)
		※①・②いずれも、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと		
⑤	ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方のうち、生計を一にする子(※)がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方	入居予定者のうち あてはまる方 1人につき	350,000 円 × () 人 (所得が35万円以下であれば、その金額)
		※総所得金額が48万円以下で、ほかの人の控除対象配偶者や扶養親族になっていないこと		
⑥	障害者控除	入居予定者または遠隔地扶養親族のうち、あてはまる方		
		普通障害者→障害者手帳（身体・精神・療育）の交付を受けている方	1人につき	270,000 円 × () 人
		特別障害者→上記のうち、重度の障害がある方 (身体1～2級、精神1級、療育A判定)	1人につき	400,000 円 × () 人
⑦	振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得（給与所得等）を有する方	1人につき	100,000 円 × () 人 (給与所得等が10万円以下であれば、その金額)
【控除合計金額】 (この額が裏面【控除合計金額】の欄に入ります)				円